

令和3年第2回 国東市議会臨時会 提出議案

承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度国東市一般会計補正予算第12号)	P 1
承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第2号)	P 3
承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算第4号)	P 5
承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号)	P 7
承認 第7号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度国東市介護保険事業特別会計補正予算 保険事業勘定第4号 介護サービス事業勘定第2号)	P 9
承認 第8号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号)	P 11
承認 第9号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号)	P 13
承認 第10号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市一般会計補正予算第1号)	P 15
承認 第11号	専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例等の一部改正)	P 17
承認 第12号	専決処分の承認を求めることについて(国東市税特別措置条例の一部改正)	P 25
報告 第1号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 27
報告 第2号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 29
同意 第1号	教育委員会教育長の任命について	P 31
同意 第2号	教育委員会委員の任命について	P 32
同意 第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P 33
同意 第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P 34
同意 第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P 35

同意 第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P 3 6
同意 第7号	公平委員会委員の選任について	P 3 7

承認 1 0 件

報告 2 件

同意 7 件

計 1 9 件

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度国東市一般会計補正  
予算第 12 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分  
書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

令和 2 年度国東市一般会計補正予算（第 12 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第 2 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和 2 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算第 4 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史



承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度国東市介護保険事業  
特別会計補正予算 保険事業勘定第4号 介護サービス事業勘定第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月14日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和2年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第4号 介護サービス事業勘定第2号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

国東市長 三 河 明 史

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月14日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和 2 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史



承認第 10 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度国東市一般会計補正  
予算第 1 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分  
書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

令和3年度国東市一般会計補正予算第1号について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月21日

国東市長 三 河 明 史

承認第 11 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例等の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市税条例等の一部改正について、地方自治法（昭和 22 法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

### 国東市税条例等の一部を改正する条例

（国東市税条例の一部改正）

第 1 条 国東市税条例（平成 18 年国東市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 32 条第 1 号中「扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第 34 条の 7 第 1 項中「前年度中」を「前年中」に改め、同項第 1 号中「寄附金」の次に「（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）」を加え、同項第 4 号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 53 条の 9 第 3 項」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改め、同条第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 53 条の 8 第 1 項第 1 号中「本条、次条第 2 項及び」を「この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 53 条の 9 に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 第 26 項を同条第 25 項とし、同条第 27 項中「同意導入促進基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 50 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第 64 条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第 26 項とする。

附則第 10 条の 4 第 2 項中「令和元年度分及び令和 2 年度分」を「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」に改める。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第 15 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 2 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に、「附則第 15 条の 6 第 3 項」を「附則第 15 条の 5 第 3 項」に改める。

附則第 15 条の 2 の 2 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 16 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同条第 2 項中「、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 3 項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成 31 年

4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(国東市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 国東市税条例等の一部を改正する条例(令和2年国東市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、国東市税条例第 48 条第 10 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 52 項」を「第 321 条の 8 第 60 項」に、「同条第 52 項」を「同条第 60 項」に改め、同条第 16 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 61 項」を「第 321 条の 8 第 69 項」に改め、同条例第 50 条第 4 項の改正規定中「又は第 31 項」に」の次に「、「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に」を加え、同条例第 52 条の改正規定中「第 52 条第 4 項」を「第 52 条第 3 項中「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改め、同条例附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中国東市税条例第 34 条の 7 第 1 項第 1 号、第 4 号及び同条例附則第 6 条の改正規定並びに次条第 1 項の規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中市国東市税条例第 24 条第 2 項、第 32 条第 1 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中国東市税条例附則第 10 条の 2 第 27 項の改正規定（同項を同条第 26 項とする部分を除く。）並びに附則第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和 3 年法律第 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第 1 条中国東市税条例附則第 10 条の 2 第 25 項を同条第 23 項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定(第 24 項に係る部分に限る。) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の国東市税条例(以下「新条例」という。)第 34 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第 4 条第 1 項において「施行日」という。）以後に支出する各号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第 1 条の規定による改正前の国東市税条例（次項及び第 3 項において「旧条例」という。）第 34 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的



方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号。第 5 項において「改正法」という。)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。)附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第 15 条第 41 項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第 41 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第 41 項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第 41 項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第 41 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 26 号)の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第 64 条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及

び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 12 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市税特別措置条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市税特別措置条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

## 国東市税特別措置条例の一部を改正する条例

国東市税特別措置条例（平成 18 年国東市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同法 17 条の 2 第 4 項」を「同法第 17 条の 2 第 4 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条第 1 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に、「第 12 条第 3 項の表の第 1 号」を「第 12 条第 3 項の表の第 2 号」に、「第 45 条第 2 項の表の第 1 号」を「第 45 条第 2 項の表の第 2 号」に、「第 28 条の 9 第 12 項」を「第 28 条の 9 第 10 項」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「令和 2 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 報告第 1 号

### 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第1号及び第2号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和3年3月24日

国東市長 三 河 明 史

### 記

#### 1. 事故の内容

令和3年2月8日午前9時40分頃、消防車を停車させるため市道国東豊崎線で北側に寄せたところ、スナックラブレターの看板と接触した。同日午後1時頃、現地で国東警察署による現場検証を相手方立ち合いのうえ行った結果、看板については修繕することとなった。なお、消防車については損害もなく修繕不要となった。

#### 2. 損害賠償の額 133,100円

#### 3. 和解の内容

(1) 国東市は相手方に対し、相手方の損害額のうち、過失割合10割の金133,100円を支払う。

(2) 相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

#### 4. 和解の相手方

## 報告第 2 号

### 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第1号及び第2号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和3年3月30日

国東市長 三 河 明 史

### 記

#### 1. 事故の内容

令和3年1月31日午前9時25分頃、定期点検（近隣巡回）を終えた消防団積載車が幅員約5mの市道小原線にて、車庫入れしようとして後退したところ、それと同時に後方より追い抜こうとした相手方車両の左側面と接触した。なお、運転者・同乗者・相手方に怪我はなかった。

#### 2. 損害賠償の額 258,487円

#### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、相手方の損害額のうち、過失割合9割の金額から乙の負担額を相殺した、金258,487円を支払う。
- (2) 相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

#### 4. 和解の相手方



同意第 1 号

教育委員会教育長の任命について

教育委員会教育長に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらる。

住 所 大分市

氏 名 こうの河野 せいじ盛次

生年月日

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 加藤正和教育長の任期が、令和 3 年 5 月 18 日をもって満了するため、次期教育長を任命する必要があるため提出する。

同意第 2 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

住 所 大分市

氏 名 こじょう 古城 ふみえ 芙美枝

生年月日

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 委員の任期が、令和 3 年 5 月 18 日をもって満了するため、再任する必要があるため提出する。

同意第 3 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 やべ きよし  
矢部 潔

生年月日

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 古森利幸委員の任期が、令和 3 年 5 月 18 日をもって満了するため、次期委員を選任する必要があるため提出する。

同意第 4 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 やすまつ えいじ  
安松 英二

生年月日

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 委員の任期が、令和 3 年 5 月 18 日をもって満了するため、再任する必要があるので提出する。

同意第 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市武蔵町

氏 名 なりはら 成原 としひこ 俊彦

生年月日

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 徳丸晴敏委員の任期が、令和 3 年 5 月 18 日をもって満了するため、次期委員を選任する必要があるため提出する。

同意第 6 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町

氏 名 くぼ のぶお  
久保 信男

生年月日

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 委員の任期が、令和 3 年 5 月 18 日をもって満了するため、再任する必要があるので提出する。

同意第 7 号

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 やまぐち ひでのり  
山口 英則

生年月日

令和 3 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 委員の任期が、令和 3 年 5 月 18 日をもって満了するため、再任する必要があるので提出する。